

平成18年 春の交通安全市民総ぐるみ運動

4月6日(木)から15日(土)までの10日間、全国一斉に「平成18年春の交通安全運動」が実施されます。南三陸町では、この期間を「春の交通安全市民総ぐるみ運動期間」として、町内全域において各種運動を展開することに決定しました。

この運動では、全国共通、宮城県独自、そして南三陸町独自の運動重点推進事項が掲げられています。

運動の基本事項

「子どもと高齢者の交通事故防止」

新入学児童に対する交通ルールの理解とマナーの徹底！
高齢社会に的確に対応するための交通安全！

運動の重点事項

1 自転車の安全利用の推進（全国共通）

○道路を通行する場合は交通ルールを遵守し、安全運転しましょう！
○夜間は早めのライト点灯、反射機材の有効活用をしましょう！

2 シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底（全国共通）

○運転者のシートベルト着用はもちろん、同乗者にも着用を促しましょう！
○大切な子どもさんやお孫さんを、チャイルドシートに乗せるようにしましょう！

3 飲酒運転の根絶（宮城県独自）

○飲酒運転は、重大・悪質な犯罪行為であることを認識しましょう！
○酒飲み運転追放「3ない運動」を呼びかけましょう！

4 無謀運転の防止（南三陸町独自）

○無免許運転、著しい速度違反による無謀運転は重大事故に直結しますので、家庭・職場等で交通安全について話し合しましょう！

安全運転5則を守り交通事故を起さないようにしましょう！

安全運転5則

- ① 安全速度を必ず守る
 - ② カーブの手前ではスピードを落とす
 - ③ 交差点では必ず安全を確かめる
 - ④ 一時停止で横断歩行者の安全を守る
 - ⑤ 飲酒運転は絶対しない
- 酒飲み運転追放「3ない運動」
- ① 運転するときは酒を飲まない
 - ② 酒を飲んだら運転しない
 - ③ 運転者には酒を出さない

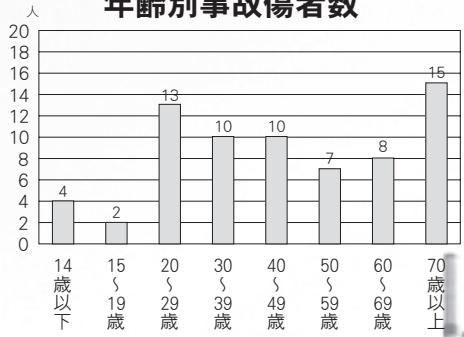
南三陸町の状況

区分	人身事故数	死者	負傷者			物損事故数
			重傷	軽傷	計	
17年	50	0	5	64	69	194
16年	58	1	7	67	74	202
増減	▲8	▲1	▲2	▲3	▲5	▲8

全国では、交通死亡事故が5年連続で前年を下回り、約半世紀ぶりに交通事故死者数が6千人台となりました。また、当町においても、すべて減少傾向を示しており、尊い命を悲惨な交通事故から守るため長年にわたって、町民一人ひとりが交通安全に取り組んだ成果と考えています。しかしながら、依然として多くの方が交通事故の犠牲と

なっており、今後もさらに家庭や職場で交通安全について話し合い、交通事故を起こさないように注意することが必要です。

年齢別事故傷者数



当町の交通事故の特徴として、70歳以上の高齢者が関係している事故が1番多く、次に若者による運転ミス、無謀運転が原因となっています。

問い合わせ先

南三陸警察署 ☎46-3131
危機管理対策室 ☎46-1376(直通)

交通事故相談

宮城県では、交通事故に伴う問題で困っている方からの相談を、交通事故相談員及び弁護士が無料でお受けします。相談窓口については、次のとおりですのでご利用ください。

相談日時

月曜日から金曜日の午後9時から午後4時まで。
ただし祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。

弁護士による相談

弁護士による相談については、予約が必要な場合がありますので、事前に確認をお願いします。

連絡先 宮城県気仙沼地方振興事務所(気仙沼合同庁舎内) ☎(直通)24-3186